

報告第4号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月18日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市明科東川手 983 番地先の市道上における自動車物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 3 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の内容

平成 28 年 1 月 25 日午後 9 時頃、公用車が凍結した市道直角カーブを曲がる際、スリップして車両の右側後部が物置の軒に接触したものである。

2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

3 解決の方法

当事者間において示談による和解

4 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 21,600 円を賠償するものとする。

議案第 58 号

安曇野市三郷支所解体工事請負契約について

平成 28 年 2 月 17 日一般競争入札に付した安曇野市三郷支所解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 安曇野市三郷支所解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 220,860,000 円
- 4 契約の相手方 猿田建設株式会社
安曇野市豊科 5861 番地 2
代表取締役 猿田 豊

平成 28 年 3 月 18 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 59 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 安曇野市穂高 2713 番地
氏 名 等々力 増男

- 2 住 所 安曇野市堀金烏川 4987 番地 4
氏 名 青柳 昌利

- 3 住 所 安曇野市豊科 5586 番地 67
氏 名 斉藤 康子

- 4 住 所 安曇野市穂高有明 1718 番地 12
氏 名 小川 里恵子

平成 28 年 3 月 18 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘